

政令第 号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十一条の規定は、令和

八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条  
第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償に  
ついては、なお従前の例による。

## 理由

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行う必要があるからである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（葬祭補償）</p> <p>第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>三十三万円</u>に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>三十一万五千円</u>に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>